2020年3月30日

各　位

会 社 名　株　　式　　会　　社　　ピ　　ア　　ズ
代表者名　代表取締役社長　　桑 野　　隆 司
（コード番号：7066　　東証マザーズ）
問合せ先　管理部部長　　倉　本　　武
（ TEL. 03-6811-2211）

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針について

株式会社ピアズは、新型コロナウイルス感染症に対する対応について、現時点での状況を以下にお知らせします。

１．基本方針

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うリスクに対し、以下の方針に基づき体制を整備し、必要な対応を遂行しています。

① 当社は政府の自粛要請、その他の要請について厳粛に受け止め、当該感染症拡大に向けた対応を速やかに実施し社会的責任を果たしていくものとする。
② グループ従業員等およびその家族の生命・健康維持を優先する。
③ 社会への影響を配慮し、可能な限り感染者増加を防止するための社内の具体的な対応方針を策定し、遂行する。
④ 社会・お客様から求められるサービスの継続的提供のための努力をする。
⑤ 経営基盤の維持に努める。

２．従業員への対応について

① 体調管理の徹底を図る。具体的には以下のとおり。
・出社前の検温結果の報告を義務付ける。
・手洗い、うがい、アルコール消毒を推奨する。
・マスクの着用を推奨する。
※風邪の症状(咳、くしゃみ)がみられる場合は着用を義務付ける。
・体調に不安がある場合は各上長に報告する。
・新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合は事前に上長に報告する。
・不要不急の外出は避ける。（密閉・密接・密着を避ける）

②出勤について

・在宅勤務を希望するものについては上長に相談して在宅勤務を可とする。
・原則として各部門で１日１人以上は出社するようにする。
・在宅勤務のルール、その他会議等の詳細は社内の対応方針に従う。

③従業員（社内勤務のパートナー含む）が感染した場合
・出勤について
（感染した従業員）
主治医の許可が出るまで出勤不可とする。
（感染した従業員が 2 週間以内に滞在していた支社の従業員）
一定期間出社禁止とし在宅勤務とする。
・勤務の基本ルール
「政府の自粛要請に対しての対応」に記載の「在宅勤務の基本ルール」と同様

④従業員の家族など接触が疑われる周辺に感染者が発生した場合
・直ちに上長に報告し在宅勤務とする。
・症状がでた場合は上長に報告し帰国者・接触者相談センターに相談をする。
・期間や対応方法は別途相談とする。

３．社会・お客様から求められるサービスの継続的提供のための社内体制の整備
本件に関わる報告は、各エリアの責任者に直接報告、相談を行い、各責任者は速やかに統括責任者担当役員へ報告する。

４．経営基盤の維持に努める。
今後ともお客様にご迷惑の掛からぬよう、各種の政府の要請に対応する社内対応方針について追加策定、変更を速やかに実施し、当社の事業を確実に推進し経営基盤の維持に努める。

■本件に関するお問い合わせ
株式会社ピアズ　管理部　03-6811-2211　/　https://peers.jp/

以上